令和5年8月25日発行 第610号 毎月1回25日 発行

月刊 日本行政

no.610
2023
september 9

Top Message
強力な事業執行のために 基本方針を共有

国営昭和記念公園（東京都）

◆ Leadership
・副会長・専務理事就任の挨拶

◆ Special Report
・行政書士法における報酬規定の趣旨
　－行政書士法制定過程における議論から－（後編）

◆ Topics
・理事会の開催報告

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

日本行政書士会連合会

日本行政書士会連合会会長
常住 豊

強力な事業執行のために基本方針を共有

令和５年７月19日、本年度の定時総会後初めての理事会を開催しました。各部・委員会等の構成を決定するとともに、改めて行政書士法改正要望項目を協議し議決を得ました（理事会の開催報告については、本誌９ページ参照）。

新たな事業執行体制の下、デジタル社会に機能できる行政書士法の改正を大きな目標として、日々の事業を推進してまいります。

ところで、理事会で決定された新たな事業執行体制においては、役員（会長、副会長、理事、監事）ではないものの、部員や委員として日行連事業の推進に御協力くださる方が約120名いらっしゃいます。また、理事会の翌日に開催された常任理事会において、約40名の専門員（部等が行う事業の遂行に際して部を補佐する）の登用が承認されました。

本会全体の円滑な事業推進のためには、役員各位はもとより、役員ではない部員・委員・専門員の皆様にも、事業執行に係る基本方針が共有され、会全体が一丸となって事業執行に当たることが重要です。そこで、初めて実施した昨年と同様、「各部・委員会等全体会議」を、初回理事会から間を置かず８月３日に開催し、私から基本方針を丁寧に御説明いたしました。

以下、主な内容を御報告いたします。

まず、過年度の活動と実現に至った案件の経緯を御説明しました。特に直近のものとして、相続土

地国庫帰属制度に係る申請書等の作成代行、総務省から本年３月に発出された財産管理及び成年後見人等業務が行政書士業務であることの通知等については、詳細に御説明しました。また、デジタル社会においても行政書士による代理申請のラインを確保することを目指し、その足掛かりとして、コロナ禍におけるGoToキャンペーンに係る申請やマンション管理計画認定手続で行政書士によるオンラインでの代理申請の仕組みを設けていただいたこと、マイナンバーカード代理申請事業に注力し各単位会・会員各位の協力により想定以上の結果を残せたこと、各種申請システムに関するデジタル庁や各省庁の考え方を情報収集してきたことを挙げました。その上で、デジタル上で行政書士資格を証するために必要なこととして、行政書士名簿のデータを国家資格等情報連携・活用システム（仮称）に繋げるべく新たな登録システムの開発を進めていること等を御説明しました。

続けて、本会の本年度の定時総会で御承認いただいた活動理念、基本方針そして事業計画について、特に、

・行政手続のデジタル化推進に貢献することは、国民の皆様の権利利益の実現、行政の円滑な実施に寄与することとなり、それによって行政書士制度の維持発展が図られること。
・デジタル社会においても行政書士が活躍するためには、私たち会員自身が自己研鑽するとともに、昭和26年に制定された行政書士法を、現代そして未来のデジタル社会に機能するものとしていかなければならないと考え、そのための行政書士法の改正に向けた活動を強力に推進すること。

を、御説明しました。これに対して、出席者からは行政書士法改正要望項目表にある行政書士試験に関することなどについて、御意見や御質問をいただきました。

また、日頃から本会と足並みを揃えて活動いただいている日本行政書士政治連盟の井口由美子会長からも、政治連盟の組織説明や運動方針、行政書士法改正に向けた対応などについて、御説明いただきました。行政書士法改正という大きな目標を成し遂げるためには、日本行政書士政治連盟との強い連携が必要不可欠であるとの共通認識が、より一層浸透したと思います。

続けて、昨年度から、行政書士法を学術的な視点で捉え調査研究を行うべく、行政法を専門とする学識者の皆様を中心とした「行政書士制度に関する研究会」を設置して研究を継続していますが、その令和４年度報告書の概要を、同研究会で幹事を務める徳永浩理事に御説明いただきました。行政書士業務及び監察活動の適正化の観点から議論の俎上に挙がった事項として、特定行政書士における不服申立代理権、聴聞・弁明における代理権、財産管理規定、「報酬を得て」、電磁的記録の５項目があり、本年度も議論を継続すること、また、行政書士のニーズ実態調査についても議論を行ったことの御説明がありました。これに対して、出席者からは、行政手続のオンライン化と行政書士業務の関係について、御意見や御質問をいただきました。

最後に、行政書士制度を所管する総務省から、自治行政局行政課の田中聖也課長に御出席賜り、「行政書士をめぐる最近の動向」と題して、近時の行政書士法改正の内容、行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについての通知、行政書士試験の施行に関する定めの一部改正の動き、日行連からの「デジタル社会における要望事項」、マイナンバーを利用した行政手続のデジタル化、国家資格等情報連携・活用システム（仮称）の共同利用による行政書士等国家資格のデジタル上での証明・提示について講演をいただきました。加えて、行政書士によるマイナンバーカードの申請促進に向けた取組への感謝の意が表されるとともに、引き続きの協力への期待が示されました。出席者からは、「官公署」の定義、行政書士試験の内容、外国人とマイナンバーカード等について、御意見や御質問がありました。

この会議を終えて、本会の事業推進の基礎となる考えや、デジタル社会で機能できる行政書士法の改正を最重要目標とすることについて、各部・委員会等においてもしっかりと共有できたものと認識しています。翌日には各部・委員会等に分かれて、一斉に会議を開催し、熱心な議論が行われました。私も全ての会議を回り、各々の部署で課題や期待を述べました。

「“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう!!」との活動理念の下、本会全体で一致団結し、各単位会や関係団体と連携しながら、各事業に精力的に取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

9 日本行政
MONTHLY No.610 SEPTEMBER. 2023

Contents

Top Message
強力な事業執行のために基本方針を共有 …… 1

Leadership
副会長・専務理事就任の挨拶 …… 4

Special Report
行政書士法における報酬規定の趣旨
―行政書士法制定過程における議論から―(後編) …… 5

Topics
理事会の開催報告 …… 9

Information
一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました …… 15
行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内 …… 16
社労業務取扱証明書の発行について …… 17
日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について …… 20

■ Pick UP!単位会 …… 22
■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん …… 25
■ 日行連の主な動き(7月) …… 27
■ コスモスInformation …… 29
■ 全行団ニュース …… 34
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ …… 41
御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

東日本大震災の被災に係る各種行政手続、今後の暮らしや事業の悩みなど、電話による無料相談を実施しています。

日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所
<対面相談・電話相談(予約制)>
電話番号:024−973−7163(予約専用)
通話料はお客様負担となります。
相談時間:13:00～16:00　毎週水曜日
(祝祭日・年末年始休業)
所 在 地:福島県郡山市堂前町10番10号

新型コロナウイルス感染症に関する無料電話相談窓口を各都道府県行政書士会に設置しています。

2023年8月号「令和5年度定時総会の開催報告」における「定時総会・定期大会の懇親会御来賓一覧」について、一部誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

27ページ
衆議院議員欄3列目の20行目

誤	正
岸 信千代	岸 信千世

日本行政書士会連合会 •Eメール nichigyoren@gyosei.or.jp •ホームページ https://www.gyosei.or.jp/

副会長・専務理事就任の挨拶

副会長
髙尾明仁

この度、３期目の連合会副会長職を拝命いたしました大阪会の髙尾明仁と申します。

私自身、最後のお務めと覚悟しています。最後の最後まで常住会長をお支えし、法改正を成し遂げられるよう精一杯尽力してまいる所存ですので、会員・理事の皆様方の改めましての御協力と御指導を切にお願い申し上げます。

副会長
平岡康弘

70年を超える長い歴史を刻み、５万人を擁するまで制度と共に発展を遂げた行政書士会。

先人から引き継いだ現在の制度を維持、そして更に発展させ行政書士として習得した知識を最大限に発揮し、私たちが活躍する場が今以上に広がるような活動を皆様と共にしていきたいと思います。静岡会共々二年間、よろしくお願いします。

副会長
原田誠

この度、副会長を拝命いたしました広島会所属の原田誠と申します。法務業務部、改正行政書士法対応委員会及び権利擁護推進委員会を担当させていただくことになりました。行政手続のデジタル化、人生100年時代を迎える超高齢社会に向けた業務基盤の整備など、更なる行政書士制度発展に尽力してまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

専務理事
田後隆二

専務理事に選任されました、神奈川会所属の田後隆二です。

会則に「専務理事は、会長の命を受けて会務の執行を掌理する。」と規定されており、関口専務理事と一致協力して、この職責を全うする所存です。

今回で通算４期目となりますが、行政書士制度の更なる発展のため、初心を忘れず、２年間精一杯努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副会長
金沢和則

新たに副会長に選任されました福島会所属の金沢和則です。デジタル化対策は日行連においての喫緊の課題であると考えます。現在の会員管理システムの見直し等につきましては、担当部署において前期の経験を生かして前向きに進めてまいります。その他会務全般につきましても、副会長として会員、理事の皆様の御協力と御支援を得て精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。

副会長
竹田勲

副会長を拝命いたしました、愛知会の竹田勲です。初めての副会長職ではありますが、常住会長の方針のもと、デジタルという新時代においても行政書士制度が進化し続けるために、新しい役員共々一致団結し会務の運営に一生懸命努力いたします。

会員の皆様の引き続きの御支援御協力をよろしくお願い申し上げます。

副会長
田村公隆

この度、副会長を拝命いたしました福岡会の田村公隆と申します。常住会長をお支えし、行政書士制度の発展に精一杯取り組んでまいります。

担当は、国際・企業経営業務部、申請取次行政書士管理委員会、裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部となります。それぞれの部署が円滑に、更に発展していけるよう尽力いたします。

会員の皆様の御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

専務理事
関口隆夫

今年度、新たに専務理事に選任されました埼玉会所属の関口隆夫です。

２期４年の中央研修所所長の経験をいかし、会員に寄り添った会務運営となるよう全力を尽くしたいと思います。行政書士の魅力・有益性を国民に広くアピールし、行政書士法改正が実現できるよう常住会長を支えてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

行政書士法における報酬規定の趣旨
―行政書士法制定過程における議論から―（後編）

行政書士制度に関する研究会
作業チーム員　飯田　森

令和４年度、日本行政書士会連合会では、現代社会における行政手続（行政過程）領域の抱える課題を解決し、デジタル社会においてもいかにして行政書士が国民の利便、権利利益の実現と円滑な行政手続に貢献すべきかを研究するため、行政法を専門とする学識者（大学教授等）を構成員に含む「行政書士制度に関する研究会」を設置しました。

本研究会では、行政書士制度や行政書士法のあり方について研究を行っており、その研究過程で、行政書士法における報酬規定について、行政書士法制定時の議論から調査を行いましたので、前号に引き続き掲載いたします。

１．国会における議論

行政書士法は、前述のような流れを経て制定された。以下では、衆議院地方行政委員会及び参議院地方行政委員会における議論の中で、「報酬規定」について検討された内容を分析する。

（１）親族や地域コミュニティにおける無償の行為

国会において報酬規定に関する議論の中心となっていたのは、行政書士法の制定（代書人に対する規制）による「親族や地域コミュニティにおける無償の行為」の制限である。

前述のとおり、明治５年に太政官達「司法職務定制」が「証書人、代書人、代言人」の３種を制定した[1]。そして、行政書士法制定によって行政書士が誕生するまでの間においても、他人の代わりに書類を書くという商売が条例等に基づいて行われていた。行政書士法が制定されることによって、従来の代書人が規制の対象になる。すなわち、行政書士試験を合格し、行政書士登録をした者でなければ行政書士を名乗ることができず、従来の代書のような（報酬を得る）商売を行うことができなくなってしまう。この影響により行政書士のいない町村が出てくることも考えられ、その場合に知識のある者が依頼を受けて書類を作成する又は役場の者が便宜で作成することが予想される。

このような場合、行政書士法との関係はどうなるのかという質問がなされた[2]。この点につき、次のような見解が示された[3]。すなわち、報酬を受けてそのようなことを行う者は、全て行政書士法の適用を受けるため、試験に合格し、登録をしなければ行うことができず、また名称も行政書士の名前を使うことはできない。しかし、報酬を得て業務を行うことが、行政書士の「本体」になるため、依頼を受けた者がそれを商売としてではなく、便宜上知人に依頼して書いてもらう又は便宜上なるべく行政手続等に明る

1）兼子仁『行政書士法コンメンタール［新11版］』（北樹出版・2021）６ページ
2）門司亮「第８回国会衆議院地方行政委員会第11号」（1950年７月24日）４ページ
3）三浦義男「第８回国会衆議院地方行政委員会第11号」（1950年７月24日）４ページ

い者に書いてもらうというだけのような行為自体を行政書士法で禁止する趣旨ではない。したがって、行政書士法違反ということにならない。

次に、村などで書類を整えることのできない者は、役場吏員や都市から帰農してくる者に（場合によっては片手間仕事として）依頼しており、非常に便利で重宝されている場合が多かった。このような場合に、依頼人が米を一升持っていくことなどに対して、特権的な行政書士会が取り締まる又は告発することが当然考えられる。このことが一般国民の不便につながり、行政書士法の制定によって国民の利益よりも不便を感じる場合があるとの指摘がなされた[4]。これに対して、次のように回答がなされた[5]。すなわち、一般国民が迷惑を受けることは、報酬規定がないという今までの状態に起因している。報酬を貰わずに片手間にやるということについては差し支えないと考えられ、職業としてやるのではなく、お互いの信頼関係や友人関係で依頼を受けることを制限するという趣旨ではない。行政書士会による取締りは、忌まわしいもぐり業者を取り締まるという点に重点が置かれている。懸念点である、一般国民の不便につながるということは、常識の範囲内で解決できるのではないか。

以上のように、行政書士法が制定されることによって、「親族や地域コミュニティにおける無償の行為」を制限することにつながるという懸念が国会において指摘されていたものの、報酬規定があることによって「親族や地域コミュニティにおける無償の行為」を保護できるという見解が示されていた。

（2）行政書士制度と報酬規定

国会において、行政書士制度と報酬規定の関係性についても議論が交わされていた。前述のとおり、行政書士法においては、報酬を得て業として業務を行う者は行政書士であることを要するが、そうでない者は行政書士であることを要しない。その上で、行政書士法の趣旨及び国民の利益のために行政書士が必要であると主張する行政書士法の建前からすれば、報酬の有無にかかわらず、このような仕事をする者は一定の資格を持った者でなければならないとする方が行政書士法の性格から正しいのではないかという主張がなされた[6]。これに対して、次のように回答がなされた[7]。すなわち、行政書士法の趣旨は、権利義務又は証明関係の書類を商売として官庁に提出する者を保護すると同時に、行政書士に依頼する一般国民の立場を保護するというところにある。行政書士の仕事は、その書類が官公署に提出する性質のものである関係上、書類の内容はたとえ些細なものであっても、それが公の権利関係、私の権利関係に重大な影響を及ぼす書類であるので、それらの公益的な性質に鑑みて依頼者を保護する必要がある。そのために、行政書士法には様々な規定が設けられている。したがって、それを職業とせずに個人でやることは全くの自由であり、仮に依頼者の信頼において無償で証明書類等を作成した場合にも全く個人生活の自由であるため、法律で規制する範囲ではないと考えている。

以上のように、行政書士法の趣旨は行政書士及び一般国民を保護することであり、同法には守秘義務等の行政書士に対する規制が定められている。特に、有償で依頼する場合には、一般国民を保護するために行政書士法による規制が必要であるように思われる。他方で、前述のとおり、我が国において「親族や地域コミュニティにおける無償の行為」が存在することはすでに指摘されており、無償で依頼することも想定される。しかし、その場合には依頼者及び受任者の間に信頼関係が存在し、行政書士法によって無償の依頼者を保護すること及び無償の受任者を規制することは考えられていなかった。行政書士法では、有償で依頼する場合のみを行政書士の業務と

4） 小笠原二三男「第９回国会参議院地方行政委員会第６号」（1950 年 12 月３日）７ページ
5） 川本末治「第９回国会参議院地方行政委員会第６号」（1950 年 12 月３日）７ページ
6） 小笠原・前掲注（４）８頁
7） 三浦義男「第９回国会参議院地方行政委員会第６号」（1950 年 12 月３日）８ページ

するために、報酬規定を設けることとした。

（3）報酬規定の文言

前述のとおり、第８回国会に提出された行政書士法案第１条には、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」こと、第19条第１項には、「行政書士でない者は、報酬を得る目的で行政書士の業務を行うことができない」旨が定められていた。しかし、第10回国会において、第19条第１項は、「行政書士でない者は、業として第１条に規定する業務を行うことができない。」に修正された。以下では、この法案第19条第１項の修正の経緯及び趣旨について分析する。

報酬規定の文言について、第９回国会においてすでに議論が交わされていた。ここでは、行政書士法には罰則まで規定されている関係で、「報酬を得る目的」に該当するか否かの判断をあらかじめ明らかにする必要性が指摘されていた。例えば、行政書士でない者が何らの報酬を受けない目的で申請等を行ったが、相手が社会通念上から極めて簡単に交通費として謝礼を持って来たから受け取ったという場合には第19条において取締りの対象になるか[8]。あるいは、依頼者に有償で依頼する資力がない場合、依頼者が隣人に無償で依頼する場合又は区役所職員が役所において指導をする場合にはどうか[9]。これに対して、次のように説明がなされていた[10]。すなわち、行政書士でない者が「報酬を得る目的」で行政書士の業務を行うことができないということは、事前又は事後に報酬を得る目的で業務を行った場合が当然に含まれる。報酬として謝礼等が出されたとしても、業務が「報酬を得る目的」で行われていなかった場合には、第19条の対象にはならない。しかし、たとえ表面にその意思を表わされていなくとも、暗黙に報酬を得る目的で当該行為を行う場合には、「報酬を得る目的」に該当する。この点は個々の具体的事情によって、決めなければならないものである。

以上の議論の内容から、第10回国会において、法案第19条第１項の修正の趣旨は次のように説明されていた。

①法案第19条第１項は、行政書士でない者は、報酬を得る目的で行政書士の業務を行うことができないという規定になっているが、これを余りにも厳格に適用すると、田舎で片手間に行政書士の業務を行うことで、非常に便宜を受けているというような、いわば本格的な行政書士でない者まで取締りを受けることが考えられる。そのため、行政書士業務を業としている者だけに適用されるように修正をした[11]。

②法案第19条第１項は、行政書士でない者が報酬を得る目的で行政書士の職務を行うことを禁止して、この規定に違反すると、法案第21条の規定によって、「１年以下の懲役又は１万円以下の罰金」という重い処罰を受けることになる。ここで、「報酬を得る目的で」というような犯罪構成要件では余りにも主観的であるということが問題になるため、客観的な規定に修正すべきであるという意見が出た。その意見を反映する形で修正すると、「行政書士でない者は、業として第１条に規定する業務を行うことができない。」となる。すなわち、法案第19条第１項の趣旨は「業として（反復継続的に行政書士の業務を行うこと）」を禁止することである[12]。

結びにかえて

本稿で見てきたとおり、行政書士法における報酬規定の制定過程においては、「親族や地域コミュニ

8） 西郷吉之助「第９回国会参議院地方行政委員会第６号」（1950年12月３日）９ページ
9） 鈴木直人「第９回国会参議院地方行政委員会第６号」（1950年12月３日）９ページ
10）三浦・前掲注（７）９ページ以下
11）福永與一郎「第10回国会参議院地方行政委員会第７号」（1951年２月２日）２ページ
12）堀合道三「第10回国会参議院地方行政委員会第７号」（1951年２月５日）３ページ

ティにおける無償の行為」、「行政書士制度と報酬規定」及び「報酬規定の文言」などについて議論が交わされていた。

これらの議論の内容から、報酬規定の趣旨は、主に「親族や地域コミュニティにおける無償の行為を保護すること」及び「行政書士制度をより国民の利便に資するものにすること」であると解される。

依頼を受けた者がそれを商売としてではなく、便宜上知人に依頼して書いてもらう又は便宜上なるべく行政手続等に明るい者に書いてもらうことなどは、一般に想定されるところである。仮に報酬規定を設けなかった場合、このような行為も行政書士法に基づく取締りの対象に含まれるため、一般国民への不利益につながることが懸念されていた。そのため、報酬規定を設けることによって、このような親族や地域コミュニティにおける無償の行為を保護すると同時に、行政書士制度が国民の利便に資すること及び行政書士制度の必要性を強調することが図られた。

最後に、報酬規定と委任契約の関係についても触れておきたい。一般的に行政書士が顧客との間で交わす契約は、委任契約である。委任契約は、民法第643条以下に規定が置かれており、同法第648条第１項によって無償の委任と有償の委任を区別している[13)]。この区別について、一木孝之教授は、無償を原則、有償を例外とするのではなく、受任者の委任者に対する「好意」に着目する。すなわち、受任者の委任者に対する「好意」の有無や程度に基づいて委任契約の無償と有償を区別するというものであり、無償委任の背景には「好意」があると解する[14)]。確かに、行政書士法制定過程において取り上げられていた「親族や地域コミュニティにおける無償の行為」においても、その背景には「好意」の存在があり、行政書士業務（有償委任）とは性質が異なる。一木説に則れば、行政書士法は、親族や地域コミュニティにおける無償の行為のような「好意」に基づく行為を保護するために、報酬規定を設けたと解すことができる。行政書士法違反が疑われる「ビジネス上の好意」を除く、親族や地域コミュニティなどにおける「純粋な好意」に基づく行為までも行政書士業務として取り締まることは、行政書士法の立法趣旨から本意ではないだろう。

※本研究は、公益財団法人升本学術育英会 2022年度学術研究助成の助成を受けたものである。

※本稿の内容は執筆者個人の見解であり、日行連の公式見解を示すものではない。

＜筆者プロフィール＞
中央大学大学院法学研究科博士後期課程・行政管理研究センター非常勤研究員
2019年に行政書士登録。行政法を専攻し、行政のデジタル化をテーマに研究。そのほか、行政不服審査法の調査研究にも携わる。

13）委任契約における無償性について、一木孝之『委任契約の研究』（成文堂・2021）を参照されたい。
14）一木・前掲注（13）75ページ以下。
なお、好意の事務処理が全て無償委任になりうるかという点については、議論がある（一木・前掲注（13）157ページ以下）。

Topics

理事会の開催報告

開　催　日　令和５年７月19日（水）
場　　所　虎ノ門タワーズオフィス６階「ROOM7」
司　　会　金沢　和則　副会長（冒頭のみ）
宮本　重則　総務部長
議　　長　常住　豊　会長
議事録署名人　和田　英幸（長野会）・黒田　敬子（奈良会）両理事
構 成 員　56名のうち、56名出席（開会時）
オブザーバー　山本　準一・西川　教・増田　由明各監事

令和５年７月19日午後１時30分から、本年度の定時総会後初となる理事会が開催された。開催に当たり、常住会長から挨拶があった。

始めに会長は、先の定時総会で会長に再選されたことに対して御礼を述べた。
続いて、日行連の今期における喫緊の課題として、行政手続のデジタル化における許認可申請においては、その要件を立証する事実証明が重要であり、その業務において行政書士が国民の権利利益の実現に資することができるようにすることなどを目的とした行政書士法改正の実現に向けて鋭意取り組んでいくとの決意を表明した。
また、昨今、全国的に深刻な豪雨災害が多発していることに対して、被災された方へお見舞いの言葉を述べるとともに、単位会からの報告に基づき日行連としての災害対策支援を行っていくことが示された。

会長挨拶の後、新役員の自己紹介を行い、議案審議に入った。

本理事会では、以下８議案について審議された。

【　議　案　審　議　】

第１号議案　専務理事及び常任理事の選任について

日行連会則第６条第２項及び第７条第３項の規定に基づく専務理事及び常任理事の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

専務理事
田後　隆二（神奈川会）
関口　隆夫（埼玉会）

常任理事
宮元　　仁（北海道会）　宮本　重則（東京会）
水野　晴夫（神奈川会）　関谷　一和（千葉会）
有賀　一雄（山梨会）　相羽　利子（新潟会）
坪川　貞子（福井会）　大塚　謙二（富山会）
西村　　誠（大阪会）　村山　豪彦（兵庫会）

第２号議案　中央研修所所長及び副所長の選任について

中央研修所規則第８条第１項の規定に基づく中央研修所所長及び副所長の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

中央研修所所長
西村　　誠（大阪会）

中央研修所副所長
関口　隆夫（埼玉会）
和田　英幸（長野会）

※中央研修所各部の部長、副部長、部員は会長の承認を得て所長が任免

第３号議案　顧問の選任について

日行連会則第80条第１項及び第３項の規定に基づく顧問の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下の１名につき委嘱がなされた。

弁護士　糠谷　秀剛（ヌカヤ　シュウゴウ）
事務所：東京都中央区京橋
（略歴）1937年　東京都生まれ
1963年　東京大学法学部卒業　同年司法試験合格
1967年　弁護士登録、東京弁護士会入会
1974年　米国・ニューヨーク大学　ロースクール法学修士
1988年　日本弁護士連合会 理事
1991年　東京弁護士会 副会長

第４号議案　相談役の選任について

日行連会則第80条第１項及び第３項の規定に基づく相談役の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

所属単位会	氏　名	委嘱基準
青森会	日當正男	副会長経験者
山形会	縮修二	副会長経験者
東京会	宮内一三	会長経験者
栃木会	住吉和夫	会長経験者
静岡会	宮本達夫	会長経験者
滋賀会	盛武隆	会長経験者
大阪会	北山孝次	会長経験者
鳥取会	有田敬	副会長経験者
広島会	光宗五十六	副会長経験者

※単位会順、敬称略

第５号議案　各部・委員会等及び中央研修所の構成員の選任について

日行連会則施行規則第４条第２項等に基づく各部及び各委員会規則等に基づく委員会等の構成員の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

■ 総務部

担当副会長：金沢　和則
部　　長：宮本　重則
次　　長：青木　克博
部　　員：萩原　徳仁　本間　潤子　廣田　稔
木村　宏政　羽田　淳一

■ 経理部

担当副会長：竹田　勲
部　　長：宮元　仁
次　　長：笠野　義二
部　　員：今田　重治　笠井　隆司　吉田　修

■ 広報部

担当副会長：髙尾　明仁
部　　長：相羽　利子
次　　長：鵜沼　理人
部　　員：成田眞利子　大門　則亮　益子　光宣
吉田　明浩　中嶋　章雄

■ 法規監察部

担当副会長：平岡　康弘
部　　長：有賀　一雄
次　　長：黒田　積
部　　員：栗須　章充　林　幹　飯田　弘樹
渡辺　浩　土田　哲

■ 許認可業務部

担当副会長：髙尾　明仁
部　　長：村山　豪彦

（運輸交通部門）
次　　長：安野　光宣
部　　員：中野　俊雄　髙村　浩子　染谷　明
岩崎　智也　中川　正彦

（建設・環境部門）
次　　長：池垣真理子
部　　員：相場　忠義　田中　秀人　小出　秀人
川崎　雅彦　早川　忠　奥村　拓樹

（農地・土地利用部門）
次　　長：秋山　賢治
部　　員：杉山久美子　松本　修　雨宮　伸幸
宮脇万記臣　濵田　哲郎

（社労税務・生活衛生部門）
次　　長：井上　超由
部　　員：庄司真一郎　田中　由佳　福井　伸暁

■ 法務業務部

担当副会長：原田　誠
部　　長：坪川　貞子

（権利義務・事実証明部門）
次　　長：多田隈　亨
部　　員：岩崎　雅幸　本間　大介　山本　修三
岡本　祐樹　中村　修一

（法務事務・成年後見部門）
次　　長：河野　芳輝
部　　員：山本　修三　菊地　淳史　山崎　節子
熊谷　郁美　岡　清二

■ 国際・企業経営業務部

担当副会長：田村　公隆
部　　長：水野　晴夫

（国際部門）
次　　長：黒田　敬子
部　　員：安藤　強　下川原孝司　川村　浩史
川西　孝昭　河野　聡　古城　良

（知的財産部門）
次　　長：野崎　径裕
部　　員：徳永　浩　大塚　大　高橋　輝

（企業支援部門）
次　　長：中山　勇希
部　　員：浦野　英樹　石原　静　赤沼慎太郎
江口　公晴　古田島俊憲

■ 登録委員会
担当副会長：金沢　和則
委　員　長：田後　隆二
委　　員：鵜沼　理人　古川　正美　安野　光宣
関口　隆夫　多田隈　亨　秋山　賢治

■ 申請取次行政書士管理委員会
担当副会長：田村　公隆
委　　員：水野　晴夫　櫻田　直己　鈴木　健一
吉田　靖史
※出入国在留管理庁から２名
※委員長、副委員長は互選により決定

■ 規制改革委員会
担当副会長：竹田　　勲
委　員　長：岩﨑　雅幸
副委員長：白木　　純
委　　員：岩野　光進　若林　三知　関　比佐江
高野　雅史　本多　証一　澤本　武司

■ 裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部
担当副会長：田村　公隆
本　部　長：杉山久美子
副本部長：伴　　将史
委　　員：和田　英幸　河上　　隆　竹内　正也
子安　幸代　舩阪　　悟　入江　宏幸

■ デジタル推進本部
担当副会長：金沢　和則
本　部　長：関谷　一和
副本部長：伴　　将史
委　　員：奥野慎太郎　中山　勇希　佐藤　貴博
小谷野幸夫　中島　　肇　渡辺　尚美
松村　憲治　服部　真和

■ 法改正推進本部
本　部　長：常住　　豊
副本部長：井口由美子
委　　員：髙尾　明仁　金沢　和則　平岡　康弘
竹田　　勲　原田　　誠　田村　公隆
田後　隆二　関口　隆夫　宮本　重則
宮元　　仁　相羽　利子　有賀　一雄
村山　豪彦　坪川　貞子　水野　晴夫
関谷　一和　西村　　誠　大塚　謙二

■ 自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会
担当副会長：髙尾　明仁
委　員　長：相場　忠義
副委員長：山脇　正隆
委　　員：深貝　　亨　田代　清昭　小宮　　淳
佐藤　友哉　菊地　幸雄

■ 改正行政書士法対応委員会
担当副会長：原田　　誠
委　員　長：田後　隆二
副委員長：奥野慎太郎
委　　員：田岡　　崇　大塚　政秀　安　　圭一
松葉　　豪　坂本　雅史　深谷　康雄

■ 行政書士制度調査室
担当副会長：竹田　　勲
室　　長：大塚　謙二
副　室　長：德永　　浩
委　　員：関本　　勲　伊藤　　浩　我妻　　敦
鎌田　　惇　服部　隼和　竹内波美男
小倉　正稔　中村美帆子　大岩　隆哉
菅谷　　修　黒田　淳子

■ 大規模災害対策本部
本　部　長：常住　　豊
副本部長：髙尾　明仁　金沢　和則　平岡　康弘
竹田　　勲　原田　　誠　田村　公隆
（災害対策部）
部　　長：田後　隆二
副　部　長：関口　隆夫
部　　員：有賀　一雄　村山　豪彦　坪川　貞子
水野　晴夫
（復興支援部）
部　　長：宮本　重則
副　部　長：宮元　　仁
部　　員：相羽　利子　関谷　一和　西村　　誠
大塚　謙二

■ 法教育推進委員会
担当副会長：平岡　康弘
委　員　長：古川　正美
副委員長：山賀　良彦
委　　員：寺田　康子　山本　修史　田畑　　浩
善養寺貴洋　千田　久人　野口　直美
中村　四郎　西田　雄一

■ 暴力団等排除対策委員会
担当副会長：平岡　康弘
委　員　長：青手木良次
副委員長：向井　隆郎
委　　員：横内　寿治　永澤　敏敬　長谷川虹兒
西野　勝弘　田中　浩二　有田　一德
西岡　　章　田中　雄一

■ 権利擁護推進委員会
担当副会長：原田　　誠
委　員　長：大口　　晋
副委員長：松村　和人
委　　員：細川　榮子　上池　敏子　永光　由樹
赤羽　康志　内藤　広子　谷澤　祐樹
上辻　靖夫　野元　惠水

■ 選挙管理委員会
委　　員：佐々木政勝　堀井　泰史　遠山健太郎
小笠原嘉宏　赤司　久人　倉橋　伸一
※委員長は互選により決定
※副委員長は委員長が指名することができる

■ 資格審査会
会　　長：常住　　豊
委　　員：田後　隆二（行政書士）
田中　聖也（総務省）
山田　　洋（学識経験者）
大野　金一（学識経験者）

第６号議案　日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の一部改正(案)について

令和５年10月１日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに当たり、現在の日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則（以下、「規則」という。）において規定されている領収証様式では、適格請求書に記載すべき内容が不足していることから、取扱要領に適格請求書発行事業者である場合の取扱いを追加し、適格請求書としても発行可能とするとともに、規則で定める基本様式に準じた領収証が使用できるよう規則の一部を改正することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和５年10月１日から施行することとした。

日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則（案）新旧対照表

新	旧
（領収証の作成） 第２条　行政書士である会員（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く。）及び行政書士法人である会員は領収証の基本様式に準じて領収証を作成するものとする。	（領収証の作成） 第２条　行政書士である会員（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く。）及び行政書士法人である会員は領収証の基本様式により領収証を作成するものとする。
様式第１号及び第２号に関する取扱要領 １　共通する記載方法は以下のとおりとする。 ⑴「項目」欄には、事件名、書類作成業務、提出手続代行業務、提出手続代理業務、相談業務、顧問業務、実地調査に基づく図面作成業務、電磁的記録に関する業務、日当、着手金等を任意に記入できるものとする。 ⑵「立替金その他」欄には、立替金（印紙、証紙代など）、旅費・交通費等に関する事項を記載する。 ⑶　必要に応じて任意に段数を増設し、記載することができる。 ２　様式第２号において、従たる事務所を設置する行政書士法人の事務所が発行する領収証は次のとおり記載する。 ⑴「○○○行政書士会会員」は領収証を発行する当該事務所が所属する行政書士会を記載すること。 ⑵「(本証を発行する行政書士法人の事務所の名称)」は「ABC行政書士法人東京本店」「ABC行政書士法人大阪支店」というように記載すること。 ⑶「(事務所を代表する社員名)」は当該事務所を代表する社員名を記載すること。 ⑷［法人職印］は当該事務所が所属単位会に届け出た職印とする。 ３　適格請求書として使用する場合には以下のとおり記載する。 ⑴　適格請求書発行事業者である個人会員は氏名記載の下部、法人会員は事務所を代表する社員名記載の下部に「T（ローマ字）＋数字13桁で構成される適格請求書発行事業者の登録番号」を記載する。 ⑵　必要に応じて備考欄に取引年月日、税率等を記載する。 ４　領収証の大きさは自由とする。 ５　行政書士会は領収証の基本様式に準じて用紙を印刷し、会員に頒布できるものとする。	様式第１号及び第２号に関する取扱要領 １　共通する記載方法は以下のとおりとする。 ⑴「項目」欄には、事件名、書類作成業務、提出手続代行業務、提出手続代理業務、相談業務、顧問業務、実地調査に基づく図面作成業務、電磁的記録に関する業務、日当等を任意に記入できるものとする。 ⑵「立替金その他」欄には、着手金、立替金（印紙、証紙代など）、旅費・交通費等に関する事項を記載する。 ⑶　必要に応じて任意に段数を増設し、記載することができる。 ２　様式第２号において、従たる事務所を設置する行政書士法人の事務所が発行する領収証は次のとおり記載する。 ⑴「○○○行政書士会会員」は領収証を発行する当該事務所が所属する行政書士会を記載すること。 ⑵「(本証を発行する行政書士法人の事務所の名称)」は「ABC行政書士法人東京本店」「ABC行政書士法人大阪支店」というように記載すること。 ⑶「(事務所を代表する社員名)」は当該事務所を代表する社員名を記載すること。 ⑷［法人職印］は当該事務所が所属単位会に届け出た職印とする。 （追加） ３　領収証の大きさは自由とする。 ４　行政書士会は領収証の基本様式により用紙を印刷し、会員に頒布できるものとする。

第７号議案　日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正（案）

事務局職員の職階について、従来ある課員から事務局長の６種類に加え、新たに、会長は、特定する職種又は業務に従事させる職員がいる場合において、その職種又は業務内容に応じた職階を設けることができるよう日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部を改正することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和５年７月19日から施行することとした。

日本行政書士会連合会事務局職員就業規則（案）
新旧対照表

改　正　案	現　　行
（職階） 第17条　＜略＞ ２　＜略＞ ３　会長は、第１項各号のほか、特定する職種又は業務に従事させる職員がいる場合には、その職種又は業務内容に応じた職階を設けることができる。	（職階） 第17条　本会の組織機構に基づき、本会事務局職員の職階は、次の６種類とする。 一　事務局長 二　次長 三　課長 四　係長 五　主任 六　課員 ２　前項第一号から第三号については、代理を置くことができる。 ＜新設＞

第８号議案　行政書士法改正要望項目表（案）について

今後の行政書士法改正要望活動の基本方針として推進すべく、令和３年４月の理事会で議決した行政書士法改正要望項目表の改正案が提案された。改正の内容として、行政書士制度に関する研究会における検討等を踏まえた調整、対応済み項目の削除、行政手続のオンライン化への対応を追加した上で、優先的に取り組むべき事項を整理したものであるとの説明がなされた。承認が求められ異議なしで可決された。

【報告事項】

(1) 令和４年度決算報告について
(2) 行政書士によるマイナンバーカードの申請サポート事業について

【その他】

(1)「未来へようこそ！ワクワクするデジタルの世界！」について
(2) 社会を明るくする運動について
(3) 提言書について
(4) 条解行政書士法（第二版）について
(5) 令和５年度会長会開催地（広島）について

Information 1

重要なお知らせ

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました

＜総務部・中央研修所＞

本誌 2022 年 12 月号（No.601）にて御案内のとおり、日本行政書士会連合会会則の改正が、令和４年８月 31 日付けで総務大臣から認可されたことに伴い、令和５年８月 31 日から、５年に一度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されることとなりました。

当研修の配信スケジュールや受講方法については、以下を御参考の上、受講していただきますようよろしくお願いいたします。

スケジュール

令和５年８月 31 日（木）～

- **一般倫理研修　受講義務化**
- 「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第 22 条の改正規定施行

令和６年３月 31 日（日）　一般倫理研修　受講期限※

※令和５年８月 31 日時点に会員である方の期限

※令和５年８月 31 日以降に会員となった方は、登録月の翌月から起算して３か月以内に受講し、修了してください。

中央研修所研修サイトはこちらから

受講方法

①中央研修所研修サイトにログイン
（初めて利用される場合は新規登録が必要です。）

②一般倫理研修を受講（３時間程度）
（中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、所属の行政書士会に御相談ください。）

③修了証をダウンロード！

令和5年8月31日以降、職務上請求書を購入する際に必要となります！

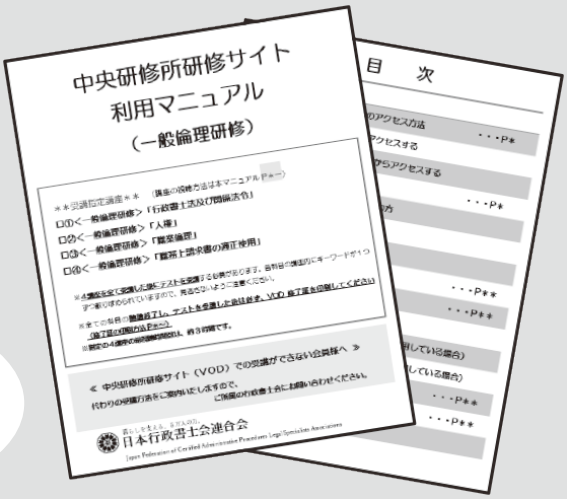

より詳しい受講方法については、中央研修所研修サイトに掲載している『中央研修所研修サイト利用マニュアル』（一般倫理研修）を御覧ください！

Information 2

行政書士申請取次関係研修会（VOD方式）の御案内

＜申請取次行政書士管理委員会・中央研修所＞

令和５年度の行政書士申請取次関係研修会（申請取次事務研修会、申請取次実務研修会）について、今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、中央研修所研修サイト VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムを用いた研修で、受講期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて個々の端末（パソコン、タブレット、スマートフォン）から聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細につきましては、下記「令和５年度開催概要」のスケジュールに則り、適時日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。

◆日行連ホームページ TOP ＞日行連の活動＞中央研修所＞申請取次関係研修案内

◆会員専用サイト「連 con」ログイン＞中央研修所＞申請取次関係研修に関するお知らせ

令和５年度（令和５年９月～令和６年３月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内（日行連HP詳細発表）	申込期間	修了証書発送予定日	結果通知発送予定日（基準未到達者のみ）
事務研修会（新規）	9月11日(月)～9月21日(木)	７月上旬	7月28日(金)～8月3日(木)※受付終了しました	10月12日(木)	－
実務研修会（更新）	10月20日(金)～10月30日(月)	８月中旬	9月7日(木)～9月13日(水)	11月13日(月)	11月20日(月)
事務研修会（新規）	11月21日(火)～12月1日(金)	９月下旬	10月12日(木)～10月18日(水)	12月21日(木)	－
実務研修会（更新）	令和6年1月24日(水)～2月2日(金)	11 月中旬	12月7日(木)～12月13日(水)	令和6年2月16日(金)	令和６年２月22日(木)
事務研修会（新規）	令和6年2月22日(木)～3月4日(月)	12 月下旬	令和6年1月11日(木)～1月17日(水)	令和6年3月25日(月)	－

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000 円　実務研修会：15,000 円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、課題提出時期にかかわらず皆様一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

＜届出済証明書の更新を希望される方へ＞

届出済証明書の有効期間は、原則として３年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って３年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を１回以上受講していただき、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を御確認いただき、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

Information 3

社労業務取扱証明書の発行について

＜許認可業務部　社労税務・生活衛生部門＞

許認可業務部では、平成11年から社労業務推進の一環として、標記事業を実施することとしています。

つきましては、該当会員のうち、当該証明書の発行を希望する会員は下記事項を御確認の上、所属単位会までお申込みください。

記

◇**対　象　者：昭和55年9月1日現在の行政書士会入会者のうち、社労業務取扱証明書の発行を希望する者**（ただし、既に証明書の発行を受けている者は除く。）

◇**申 込 方 法：申込用紙「社労業務取扱証明書発行願い（様式1）」に記入の上、所属単位会に申し込んでください**（申込用紙は会員専用サイト（連con）から入手可能です）。

◇**申込締切日：令和5年9月29日（金）（単位会必着）**

※発行までに通常1か月ほどのお時間をいただいています。

◇**発 行 趣 旨：**

1）**行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項**に規定する行政書士経過措置者、すなわち当該法律の施行の際（昭和55年9月1日）、現に行政書士会に入会している行政書士であることを確認し、その者が社労業務取扱会員であることを証明するものです。

2）当該経過措置者の社労業務については、単位会による不断の推進活動とともに、全社連との申合せ・覚書や社会保険庁、旧労働省による通達等によって、継続的に関係方面の理解を得てきていますが、歳月の経過に伴い、窓口等においては、ともすれば周知を欠く場面もあります。このような事態に対応すべく該当会員のうち希望する者に対し、当証明書を発行し、窓口等で確認の必要が生じた場合に使用していただくこととしています。

3）経過措置に係る該当会員の社労業務について、当証明書発行の有無、所持・不所持は、業務上の何ら新たな権利・義務、利益・不利益等を生じさせるものではありませんので、誤解なきよう願います。

◇**留 意 事 項：**

1）氏名が旧字・外字の場合、活字化の際に新字体に変更させていただく場合がございますので、あらかじめ御承知おきください。

2）**紛失等による証明書の再発行は、別途、「社労業務取扱証明書再発行願い（様式2）」にて所属単位会経由で申し込んでください。**

3）**証明書の返却に際しては、所属単位会を通じて日行連宛てに、「社労業務取扱証明書返却届出書（様式3）」を添えて返却願います。**

4）なお、社労業務取扱証明書の発行に関して不明な点は所属単位会にお尋ねください。

「行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項」に規定する「行政書士に係る取扱い」についての主な申合せ・覚書、通知等

覚　　書

1　社会保険労務士制度と行政書士制度との関係については、過去の経緯、実績をふまえ、両者の業務の円滑な運営が可能になるよう法改正を含めて、できるだけ早い機会にその解決を図るとの昭和56年の衆・参両院の委員会の特別決議をふまえ、次の法改正を記に両制度の調整を図るものとする。

2　両制度の調整が図られ得るまでの間、行政書士法附則第2項で定める業務ができる行政書士に関しては、前期1の趣旨をふまえ、両者の間に協議の場を設け、定期的に誠意をもって協議を進めるとともに両会の会員が円滑に業務を進められるように努めるものとする。

昭和61年4月25日
全国社会保険労務士会連合会
会長　中西　實
日本行政書士会連合会
会長　佐藤義哉

立　会　人

自由民主党政務調査会
社会部会長　稲垣実男
労働部会長　遠藤政夫
地方行政部会長　西田　司

申　合　せ

昭和61年4月25日、社会、労働、地方行政三部会長立会いのもとにとりかわされた覚書を前提として、それを進めるにあたり、次の事項について申合わせる。

記

社会保険労務士法の改正後においても、行政書士法附則第二項に定める業務ができる行政書士に関しては、現に行っている申請等の事実行為及び民法上の代理行為については、現状のままとする。

昭和61年5月7日
全国社会保険労務士会連合会　会長　中西　實
日本行政書士会連合会　会長　佐藤義哉
立会人　遠藤政夫
松浦　功

了　解　事　項

1.　今回の社会保険労務士法の第２条第１項第３号の改正は、労働に関する相談・指導業務の重点が労務管理にあることを明確にしたものであって、社会保険労務士の業務の範囲についての変更をしたものではないこと。

2.　改正後の社会保険労務士法第２条第１項第３号に基づく業務については、従前と同一のものであること。

平成５年５月２５日

全国社会保険労務士会連合会
会　長　中　西

日本行政書士会連合会
会　長　眞　達

覚　書

社会保険労務士制度と行政書士制度との関係については、昭和６１年４月２５日付の覚書を尊重し、その趣旨に則り両者が誠意をもって協議を進め、両会の会員が円滑に業務を進められるよう努めるものとする。

平成５年５月２５日

全国社会保険労務士会連合会
会長　中　西

日本行政書士会連合会
会長　眞　達

立　会　人

自由民主党政務調査会

社会部会長　野呂昭彦

労働部会長　今枝敬雄

地方行政部会長　額賀福志郎

社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行にあたり留意すべき事項について

平成10年６月１日付、庁保発第20号、各都道府県民生主管部（局）長宛、社会保険庁運営部長通知

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成10年法律第49号。以下「改正法」という。）の施行については、平成10年６月１日厚生省発社保第71号･労働省発労徴第49号をもって厚生事務次官及び労働事務次官から通達されたところであり、その施行に当たって留意すべき事項等については別途通知することとしているところであるが、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第２項に規定する行政書士（以下「経過措置に係わる行政書士」という。）に係わる取扱いについては、下記のとおりである。

なお、このことについては労働省と協議済みであり、労働大臣官房長から都道府県労働基準局長及び都道府県労働主管部（局）長あて別途通知されるので、念のため申し添える。

記

1　改正法の施行後においても、経過措置に係わる行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことを妨げるものではないこと。

2　改正法による改正後の社会保険労務士法第２条第１項第１号に掲げる事務については、経過措置に係わる行政書士は、引き続きこれを行うことができるものであること。

社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行に当たり留意すべき事項について

平成10年６月１日付、労働省発労徴第50号、各都道府県労働基準局長･各都道府県労働主管部(局)長宛、労働大臣官房長通知

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成10年法律第49号。以下「改正法」という。）の施行については、平成10年６月１日厚生省発社保第71号･労働省発労徴第49号をもって厚生事務次官及び労働事務次官から通達されたところであり、その施行に当たって留意すべき事項等については別途通知することとしているところであるが、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第２項に規定する行政書士（以下「経過措置に係わる行政書士」という。）に係わる取扱いについては、下記のとおりである。

なお、このことについては厚生省と協議済であり、また、社会保険庁運営部長から都道府県民生主管部（局）長あて別途通知されるので、念のため申し添える。

記

1　改正法の施行後においても、経過措置に係わる行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことを妨げるものではないこと。

2　改正法による改正後の社会保険労務士法第２条第１項第１号に掲げる事務については、経過措置に係わる行政書士は、引き続きこれを行うことができるものであること。

Information 4

日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について

＜許認可業務部　運輸交通部門＞

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下、「OSS」という。）については、平成29年4月から対象地域及び対象手続が拡大され、現在、全国の都道府県において新車新規・移転・変更登録・継続検査等の運用が開始されているほか、令和元年5月7日からは、軽自動車OSSの運用も開始されました。

許認可業務部運輸交通部門では、行政書士業務を守るためには、個々の会員が紙申請でなくOSS申請を選択する強い決意を持って結果を残し、他団体の参入がなくとも行政書士の力でOSS普及に寄与できるということを国に示す必要があると考えます。さらに国民に対しても、OSSの手続を代理する行政書士のPRを図る必要があり、それらに対応するため、OSSの普及促進を図る全国の行政書士事務所に「日行連自動車登録OSSセンター支所」の看板を設置することとし、本年度も以下のとおり希望会員を募集いたします。

（令和4年度までに1,019箇所の行政書士事務所に看板が設置されました。）

1．日行連自動車登録OSSセンター支所看板を設置する意義について

OSSにおいても申請終了後に受領しなければならない「証明物」（車検証、検査標章等）があるため、現在も各地の行政書士が協力して、自動車登録手続と交付される「証明物」の収受・管理・送付業務を相互にやり取りしています。

このネットワークを「日行連自動車登録OSSセンター支所」の看板を設置することで公に周知し、その名称を使用して自動車登録業務及び車庫証明業務を行うことにより、「OSS申請手続は行政書士へ依頼するものである」というイメージを、自動車ユーザーである国民に浸透させることを目指したものです。

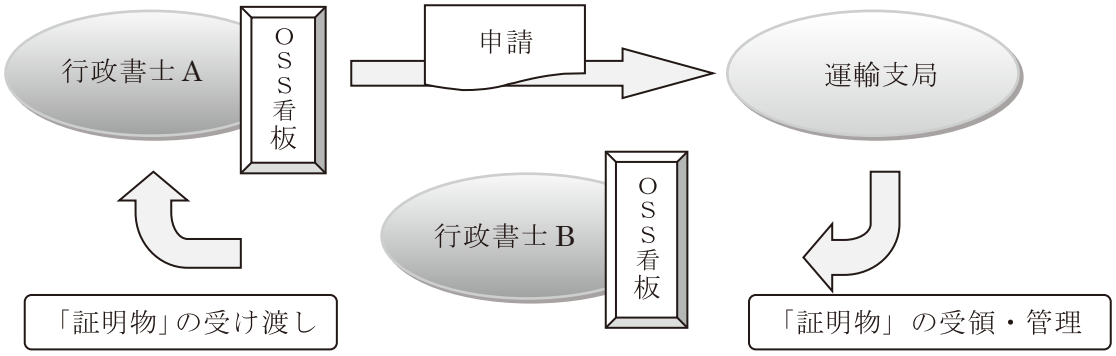

2．「日行連自動車登録OSSセンター支所」の看板設置希望会員の募集について

申請書（所属単位会にお問合せください。会員専用サイト「連con」にも掲載しています。）に必要事項を記載の上、所属単位会の推薦を受け、所属単位会を経由して応募してください。

（締切：令和5年11月24日（金）単位会必着）

※看板作成費用10,824円（税込・送料込）は自己負担になりますので御注意ください。また、看板作成費用のお支払いは代金引換になりますが、代引手数料の会員の皆様への負担はございません。

※看板の納品は2月初旬～中旬頃を予定しています。

※当該看板設置の有無に関わらず、OSS申請業務を行うことはできますので、御承知おきください。

＜推薦条件＞

① OSS 申請業務の普及促進に取り組むこと。
② VOD 研修「OSS 申請業務研修」を受講していること。
③行政書士法及び関係法令並びに単位会会則、規則等に違反していないこと。
④会費等の滞納がないこと。
⑤依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
⑥ OSS 申請に対応できる措置が講じられていること。

＜日行連自動車登録 OSS センター支所看板イメージ＞

文　字：「日行連自動車登録 OSS センター
　　○○支所（○○○○行政書士事務所）」
材　質：アルミ複合版（厚さ 3 mm）
地　色：白又は乳白色
文字色：黒色
徽　章：文字列の前に行政書士徽章マーク
サイズ：横 25cm ×縦 100cm

※　支所名は事務所に最寄りの運輸支局・検査登録事務所の名称を使用します。
※　支所名には行政書士名簿に登録された事務所名称を併記します。
（事務所名称の登録がない会員は「行政書士（氏名）事務所」とします。）

3.「日行連自動車登録 OSS センター支所」登録会員名簿の公開について

OSS センター支所登録会員間の相互協力体制の確立等を目的として、OSS センター支所登録会員の名簿を会員専用サイト「連 con」にて公開しています。なお、看板設置済みの方で丁種会員である旨の記載を希望する場合には、所属単位会に連絡してください。

＜公開情報＞

①会員番号
②所属単位会
③事務所に最寄りの運輸支局・検査登録事務所
④氏名
⑤フリガナ
⑥事務所名称
⑦事務所所在地
⑧事務所電話番号
⑨丁種会員情報

※　公開内容は、行政書士名簿に登録された登録情報です（最寄りの支局を除く）。そのため、みなし名称で OSS センター看板を作成された方の事務所名称は、空白となります。
※　非公開を希望する場合には、所定の様式に非公開希望の旨を記載して、所属単位会に連絡してください。非公開から公開に変更する際も同様です。
※　当該名簿への登載時期は、看板の納品と合わせた 2 月初旬～中旬頃を予定しています。
※　現在は会員専用サイト「連 con」での公開となりますが、今後、一般に公開させていただく可能性もございますので御承知おきください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

石川県 行政書士会　「令和5年奥能登地震」10業種のプロによる合同無料相談会を開催

今年５月、石川県の能登地方で震度６強の強い地震が発生し、この地震によって死傷者や住家の倒壊・土砂崩れ等多くの被害が生じました。

そのため、被災自治体に災害救助法が適用されるなど国や県の支援策が実施され、現在もなお各種団体・ボランティアにより被災地の復興活動が続けられています。

当会も行政手続の専門家として、被災者の心配を少しでも解消し、生活再建に向けた取り組みに対して可能な限りの支援をしたいとの思いから、士業団体協議会（県内10士業の団体で構成される協議会）と県とが企画した「合同無料相談会」に参加しました。

この相談会は、被災に関わる法律、行政手続、税務や不動産など様々な問題に対し、各士業が１か所に集まってワンストップで相談に応じようと始められたものです。

被災地域の石川県珠洲市にあるショッピングセンターを会場とし、６月10日から毎週土曜日、４回の実施で合計27件の相談が寄せられました。

相談内容はやはり家屋の損壊や解体に関する内容が多く寄せられましたが、罹災証明書や証明書取得後の支援制度に関わる相談も多数あり、当会の相談員がこの分野の専門家として回答しました（当会は合計８件の相談に対応しています）。

能登地方では今もなお被害の大きかった地区を中心に復興活動が続いています。当会は今後も継続して各種団体と協力しながら、被災者の支援活動に尽力してまいります。

新潟県 行政書士会　一般倫理研修会（集合）の実施

新潟会では、一般倫理研修の受講義務化に関して、会員には既に中央研修所研修サイトにて配信中の一般倫理研修の受講を促してまいりました。一方で、「誰一人取り残さない・業務への影響を最小限に」との考えから、６月14日（中越）・15日（上越）・20日（下越）にて集合倫理研修も実施したところ、50名が参加し、好評を得ました。

その際に「一般倫理研修受講チェックシート」を使用して振り返りを行った結果、今後の活動指針、また、受講者の規範意識の高まりとも相まって、効果を実感いたしましたので、御参考として、以下に御紹介します。

一般倫理研修受講チェックシート

① 一般倫理研修VODの中のキーワードを御記入ください

② 一般倫理研修VODを見ての所感を御記入ください

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

誓　約　書

新潟県行政書士会
会長　相羽利子　殿

私は、新潟県行政書士会の会員として、法令規則を遵守し、信義に従い誠実に、行政書士としての職務に従事することをこの此処に誓います。

令和　　年　　月　　日

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

岐阜県 行政書士会

「ハローギフ・ハローワールド2023」に参加

6月17日、岐阜市の「みんなの森　ぎふメディアコスモス」にて、岐阜県国際交流団体協議会・公益財団法人岐阜県国際交流センター主催の国際交流イベント「第35回　ハローギフ・ハローワールド2023」が開催されました。今年は、日越外交関係樹立50周年を記念し、ベトナムのダンスや民族衣装の紹介、日越友好クイズ大会などを中心に披露され、大変賑わっていました。また、県内の在留外国人の増加に伴い、今年度、岐阜県警察の刑事部国際捜査課に在留外国人総合対策係が新設されたことから、県警のブースが設けられ、白バイやパトカーの展示・撮影会、防犯デモンストレーションも行われました。

当会も外国人に関する手続における行政書士の役割を広く知っていただくため、ブースを設けて無料相談会を開催しました。キャッチーなパネルを設置したり、ユキマサくんの除菌シート、マスクケース、眼鏡拭きと共にパンフレットを配布したりしたところ、外国人・日本人問わず足を止めてくださる方が大勢いらっしゃいました。

特に外国人の方にとっては、日頃抱えている在留に関する悩みを吐露できる良い機会となったようで、「今まで、どこに相談したらいいか分からなかった」「行政書士に相談するきっかけができてよかった」という感想をいただきました。やはり私たちが積極的に露出し、情報弱者の外国人によりアクセスしやすい体制を作っていくことが大切だと改めて実感しました。

さらに、国際交流イベントは、各国の協会など各種団体とも知り合える貴重な場でもあります。様々な団体と連携しながら、在留外国人のサポートができる体制を拡大していければと考えます。今後も創意工夫をしながら行政書士の周知に努めてまいります。

会員の皆様へ

重要　職務上請求書の購入・使用に関する御案内

令和５年８月31日から職務上請求書の購入にあたり、

一般倫理研修の修了証 が必要となります！

※一般倫理研修の受講方法は本誌15ページ「一般倫理研修に関するお知らせ」又は中央研修所研修サイトを御確認ください。

職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、再発防止を徹底することを目的として、日本行政書士会連合会会則及び日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則が改正されました。職務上請求書の購入申込みの際に倫理研修を修了したことを証する書類を添付することについて定めた第22条の改正規定は、会則認可の日から起算して１年を経過した日である令和５年８月31日から施行されます。

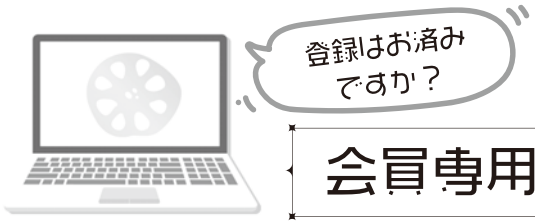

会員専用サイト「連 con」の御案内

日行連会員専用サイト「連 con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報のほか、業務に役立つ様々な情報を掲載しています。

会員の方であれば誰でも利用できますので、ぜひアカウント登録をしていただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ（https://www.gyosei.or.jp）にアクセスし、「会員ログイン」をクリックする。
②「初めてご利用の方」をクリックし、遷移先の画面にて基本情報を入力・確認の上、送信ボタンを押す。
③ 基本情報で入力したメールアドレスに、仮登録の確認メールが届くので、メールに記載されている登録確認ページへの URL をクリックする。
④遷移先の画面にてログイン ID・パスワードを設定し本登録完了。

※エラーが表示される場合は、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。
※設定した情報（ログイン ID・パスワード・メールアドレス等）は、いつでも御自身で変更することができます。「連 con」ログイン後、トップページ左上「プロフィール」ボタンを押し、遷移先の画面にて適宜変更してください。

～「連 con」掲載例～

- 業務別パンフレット
- 『申請取次研修会効果測定用設問集』
- 申請取次研修会の効果測定に係る事前予習用参考資料
- 外国語パンフレット（英語・中国語・韓国語　etc.）
- 『知的資産業務一覧』・『知的資産契約マニュアル』など

実用的な資料のほか、名刺やホームページなどの作成に利用できるユキマサくんの各種イラスト（フリー素材）がダウンロードできます！

ユキマサくんのイラストもダウンロードできます！

★アカウント情報（ログイン ID・パスワード）を忘れた場合

ログイン ID・パスワードを設定したか分からない、現在の登録状況を知りたい、という方は、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までメールでお問い合わせください。
その際、「登録番号・氏名・所属単位会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を記載いただくと御案内がスムーズです。

公証人に聞く！ 教えて ミネルヴァくん

第21回　親権者を任意後見人とする任意後見契約

＜法務業務部＞
（担当：浅草公証役場　公証人　澤野芳夫）

親は、子に知的障害があり意思能力がなく、子の身上監護、財産管理をする必要がある場合、子が未成年者の間は、親権者として子の身上監護、財産管理を行うことが可能ですが、子が成人に達した後は、親権者としての代理権行使等ができなくなります。そこで、子が成人に達する前に親が受任者となって子との間で任意後見契約を締結することが考えられます。今回は、その際の注意点を検討していきましょう。

ユキマサくん

お月見にはお団子のほかに、ススキが欠かせないけれど、最近はススキが生えている場所が少なくなったね。

ミネルヴァくん

そうですね。昔は、河原に行けばすぐに手に入ったんですが…。今は、それもできなくなったので、スーパーで買っています。

ところで、知的障害を持った子の親で、子が成人になった後も、子のために身上監護及び財産管理を継続していきたいと思っているという話を聞いたんだけど、どうしたらいいのかな。

ユキマサくんの言うとおり、子が成人に達するまでの間は親が親権者として子の身上監護及び財産管理を行うことができます。子が 18 歳に達して成人となると、親は親権者ではなくなり、親権の行使はできなくなります。そこで、親が引き続き、子の身上監護、財産管理を行っていくためには、任意後見契約の締結、法定後見の申立ての制度を利用することが考えられます。知的障害を持ち意思能力がない子が成人に達した後に、選択できる制度は法定後見のみです。しかし、成人に達する前の段階では、親が子の親権者としての立場で、子を代理して任意後見契約を締結することができます。

親が任意後見の受任者となる場合はどうなのかな。父母が親権者である場合、例えば、母親が親権者として子を代理し、父親が任意後見受任者として子の代理人母と父とが任意後見契約を締結することができるの？

それは結論としてはできません。親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行うと法に定められている（民法 818 条 3 項）ため、母が一人で親権者として子の代理人となることはできないのです。

それでは、父母が共同して子の親権者として子の代理人となり、任意後見受任者となる父親との間で任意後見契約を締結することはできるのかな？

親権の共同行使という民法 818 条 3 項の要求はクリアするのですが、民法 826 条の利益相反行為ということが問題となってきます。

利益相反行為って何かな？

①親権に服する子と親権者との間、②親権者と親権に服する子の一方（例えば長男）と他方（例えば長女）との間で、利益が衝突する場合には、親権者に親権の公正な行使を期待することができないことから、家庭裁判所の選任した特別代理人により、未成年者の保護を図ろうとするものです。今回、問題となっているのは①の場面ですね。

もう少し説明してほしいな。

日常生活では、あまり使われない言葉ですね。利益相反行為とは、親権者のために利益となり未成年者のために不利益となる場合をいいます。そして、利益・不利益の判断は、その法的地位に立つことによって現在及び将来に生じ得る親権者と子との利害衝突であり、その衝突において親権者に利益に子に不利益になる可能性があるものをいいます。

利益相反となる場合って例えばどんな場合なの？

例えば、親も子も共同相続人となっている遺産分割協議では、親が多く取得すると子の取得分は少なくなるという関係となり、正に利益相反となることから、子につき特別代理人（民法 826 条 2 項、家事事件手続法 39 条、別表第一 65）の選任を請求することになります。この特別代理人が子の利益を擁護するために協議に参加することとなるのです。特別代理人を選任しないで親権者が行った代理行為は無権代理行為となり追認がない限り無効となります。

利益相反になるかどうかの判断基準ってあるのかな。

判例上、民法 826 条にいう利益相反行為に該当するかどうかは、親権者が子を代理してした行為自体を外形的客観的に考察して判定すべきであって、当該行為を行うについての親権者の動機、意図をもって判定すべきではないとしています（最高裁昭和 37 年 2 月 27 日判決裁判集民事 58 号 1,023 頁。「形式的判断説」と呼ばれています。）。相手方にとって、子を代理する親権者の動機等は分からないのが通常ですので、それによって無権代理かどうか決せられるというのは取引の安全を害することになってしまうため、法律行為を外形的客観的に判断して利益相反か否かを決めるというものです。
例えば、親権者が子の法定代理人として、子の名において金員を借り受け、その債務につき子の所有不動産の上に抵当権を設定することは、仮に借受金を親権者自身の用途に充当する意図であっても、かかる意図のあることのみでは、民法 826 条所定の利益相反する行為とはいえないということになります。

それじゃあ、親権者が共同で未成年者の代理人となり、親権者の 1 人が任意後見受任者となる場合、特別代理人の選任は必要なのかな？

任意後見契約の委任者である未成年者は、自らの印鑑、預貯金通帳、登記識別情報等を引き渡すことが契約上定められるので、親権者と未成年者との間に利益相反関係があるという見解と、これに該当しないという見解がありましたが、法務省民事局民事第一課長の回答（令和 4 年 1 月 24 日民一第 136 号回答）は、「未成年者とその共同親権者である両親の一方を任意後見受任者とする任意後見契約については、受任者とならない親権者の一方と特別代理人が共同で子を代理し、受任者となる親権者との間で締結される必要がある」とし、利益相反関係にあることを前提として、特別代理人の選任が必要であることを明らかにし、実務の扱いを統一しました。

特別代理人の選任は誰が請求するの？

未成年者の親権者が家庭裁判所に特別代理人の選任を請求します（民法 826 条 2 項）。特別代理人候補者を推薦することはできますが、選任するのは家庭裁判所ですので、その候補者が選任されるとは限りません。

いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。

ユキマサくんは、事務所に帰ってまもる先生に報告しました。
まもる先生とユキマサくんは近くの公園で開催されている菊人形展に出かけました。

まもる先生

2023. 7 Jul. 日行連の主な動き Monthly Report

4日 火

登録委員会
【登録審査】
(1) 審査件数(155件)
(2) その他

6日 木

正副会長会
【協議事項】
(1) 令和5年度事業執行について
(2) その他

18日 火

登録委員会
【登録審査】
(1) 審査件数(158件)
(2) その他

19日 水

正副会長会
【協議事項】
(1) 理事会の議案等について
(2) 令和5年7月理事会･8月役員全体会に係る会議日程について
(3) その他

理事会
【議案】
第1号議案　専務理事及び常任理事の選任について
第2号議案　中央研修所所長及び副所長の選任について
第3号議案　顧問の選任について
第4号議案　相談役の選任について
第5号議案　各部･委員会等及び中央研修所の構成員の選任について
第6号議案　日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の一部改正(案)について
第7号議案　日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正(案)について
第8号議案　行政書士法改正要望項目(案)について

20日 木

常任理事会
【合議事項】
(1) 顧問弁護士の委嘱について
(2) 専門員の登用について
(3) コスモス成年後見サポートセンター事務室移転について
(4) その他

「理由書」を提出し届出済証明書の更新手続をされた方々へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る令和２年度の申請取次実務研修会中止に伴い、令和２年４月以降「理由書」の提出により届出済証明書の更新手続をされた方々にお知らせいたします。

先般から御案内のとおり、同一の実務研修会修了証書は、発行日から３年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続に原則１回に限り使用することができることとしています。

実務研修会修了証書の発行日から３年以内であっても、一度、「理由書」に基づく事後受講分として使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません（※）。

別途、次回更新時までの期間内に実務研修会を受講していただくことが必要となりますので御留意ください。

・「理由書」による更新手続後の事後受講分１回
・次回更新のための受講分１回

理由書による更新手続後、次回更新までに**計２回**受講が必要です。

※届出済証明書の有効期間が３年未満とされている方（例：在留期間が３年未満の外国籍会員等）については、３年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って３年の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです。

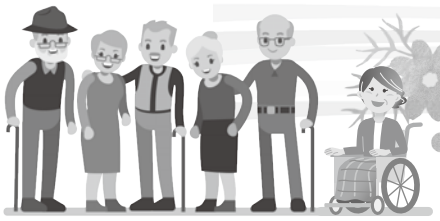

セーフティネットとしての市町村長申立て

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
常任理事・広報委員長　曽根　寧之

1．市町村長申立ての概要

成年後見制度における法定後見制度は、既に判断能力が低下した方が利用できる制度であり、利用を開始するためには家庭裁判所への申立てを要し、本人・配偶者・４親等内の親族、未成年後見人・未成年後見監督人・保佐人・保佐監督人・補助人・補助監督人・任意後見人・任意後見受任者・検察官等が申立人となることができる。後見制度の利用が私法上の法律関係を規律するものであることから、当事者に近い一定範囲の者に申立権を限定することが基本であると考える。しかし、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にある者について問題となる。そこで、「65歳以上の者」（老人福祉法第32条）、「知的障害者」（知的障害者福祉法第28条）、「精神障害者」（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の２）について、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」は、市町村長によって審判の請求ができるとされている。成年後見制度の利用を確保するため、当事者による審判の請求を補完し、制度利用におけるセーフティネットとしての機能が期待されるのが市町村長による申立て（以下、「市町村長申立て」という。）と言うことができるのだ。ここからは、市町村長申立てにおける現状と課題について、特に筆者が重要と考える点について述べていきたい。

2．審判請求に係る市町村間の調整の課題

市町村長申立ての対象者については、前述の個別法において定められているところ、対象者の住所地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が審判の請求をするかについて基準が定められていないことから、市町村間での調整が難航し、手続が進まないことが課題として指摘されていた。そこで、成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議が開催され、その取りまとめが公表された後、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和３年11月26日付け障障発1126第１号、障精発1126第１号、老認発1126第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）（以下、「通知」という。）において、市町村の手続が示されている。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要があることから、生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。）、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が審判請求を行うとの原則が示された。ただし、上記はあくまで原則として、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が、本人の状況をよく把握している場合等において、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではないとし、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行うなど、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくことも第２期成年後見制度利用促進基本計画において示されている。

3．市町村長申立てにおける親族調査の在り方について

前述した個別法において、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」市町村長が審判請求を行うことができるとされており、これは、「本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいう」と事務連絡（平成 17 年 7 月 29 日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡）で示されていることから、市町村長申立てにおいては親族調査が必要とされている。この親族調査は、戸籍調査（親族の有無を確認する目的で行う調査）、意向調査（親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査）、利用意見調査（成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査）の３つに分けられる。これらの基本的な考え方についても通知で示されているが、特に意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することがないこと、利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではないことが明示され、迅速な市町村長申立ての実施に努めることとされている。しかし、市町村によっては徹底されていないように感じる場面が少なくない。市町村長申立てには審判請求審査会等において必要性の判断を行うにあたりある程度時間がかかることは理解できるが、担当者による親族の同意が必須であるとの誤解を解消し、身寄りがなく早急に支援体制の整備が必要な場合や虐待等の緊急事案において迅速な申立ての実施を期待したいところである。

4．候補者（担い手）不足の課題

市町村長申立てが当事者による申立てが期待できない場合に行われる性質上、親族による後見人等への就任は期待できず、自ずと候補者は第三者の専門職や法人後見等に限られることとなる。他のケースでも同様ではあるが、市町村長申立てにおいては特に事案に適した後見人候補者を選定すべき場面があり、市町村担当者は適当な候補者を選定することに頭を悩ませていると聞くことがある。また、候補者選定にあたっては将来的に後見人等に支払われるべき報酬が確保されているかどうかも重要なポイントである。これについては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、申立てに要する経費や後見人等へ支払われる報酬等を助成する制度として成年後見制度利用支援事業が各市町村で実施されている。しかしながら、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘もあることから、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な運用と積極的な活用が期待されるところである。

5．結びに

少子高齢化や核家族化、更には生涯未婚率の上昇などから、今後も単身世帯や身寄りのない方が増えていくことが予想される。冒頭で述べたとおり、成年後見制度の利用のためには当事者に近い者からの申立てが原則であるところ、成年後見制度利用が特に求められる事案には身寄りがないケースが多く、市町村長申立ての必要性は高まっていくと考える。最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況によると、令和４年度において市区町村長による申立ては 9,229 件で全体の約 23.3% を占め、令和２年度の統計で初めて本人の子による申立て件数を上回り、申立人と本人との関係においては最も割合が高くなっていることも社会情勢を映し出す結果として見ることができる。中核機関や地域連携ネットワークの整備が進み、今後ますます市町村による後見申立てを検討しなければならない場面は増えていくであろう。候補者への依頼や事案についてのアドバイスを求められるような存在として認知されるために、全国のコスモス支部が各市町村と密接に連携することがやはり重要であると考える。

日本行政書士会連合会協賛
小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑 2023」の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に協賛しています。

日行連掲載ページ

行政書士の業務について子どもにも分かりやすく説明されています。

おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2022 年度実績—　協賛：114 社　寄贈：72,250 部

朝日新聞社が運営する Web サイト「おしごとはくぶつかん」（https://www.oshihaku.jp/）でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成し、会員専用サイト「連 con」にて公開しています。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」内「日行連からのお知らせ」ページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」＞日行連からのお知らせ
＞「2020 年 3 月 31 日　行政書士業務パンレットについて」

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者（裏面参照）の皆様から原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし（接待）
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け

審査会HPはコチラ→

※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。
詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページを御覧ください。

利害関係があるとは･･･

国家公務員が以下の職務権限をあなたの属する事業者（※）に持っている場合です。

◆事業所管　◆許認可　◆補助金交付
◆立入検査、監査、監察　◆不利益処分や行政指導　◆契約　など

※国や地方公共団体などの団体のほか、個人事業者も含まれます。

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は･･･

公務員倫理ホットライン（国家公務員倫理審査会の相談･通報窓口）

メールアドレス　**rinrimail@jinji.go.jp**

公務員倫理ホットライン　検索

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。なお、匿名での通報も可能です。

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和５年３月　国家公務員倫理審査会作成

会　員　の　動　き

登録者数（令和5年7月末日現在）

合　　計				51,930 名
内　　訳	男	43,729 名	女	8,201 名
個人事務所開業	男	41,361 名	女	7,376 名
行政書士法人社員	男	1,757 名	女	365 名
個人使用人行政書士	男	340 名	女	229 名
法人使用人行政書士	男	271 名	女	231 名

法人会員（令和5年7月末日現在）

法人会員数	**1,244**
法人事務所数	**1,495**
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,041
従たる事務所数	454

異動状況（令和5年7月中の処理件数）

新規登録	**合　計**				**304 名**
	内　訳	男	237 名	女	67 名
登録抹消	**合　計**				**123 名**
	内　訳	男	102 名	女	21 名
抹消内訳	廃　業				100 名
	死　亡				21 名
	その他				2 名

御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

○お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。

○事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

○発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問合せください。

○発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言
from EDITORS（相羽）

令和5年6月15日、16日開催の総会で役員改選が行われ、新たな歴史の一ページが刻まれました。コロナ感染症が5類に下がり、懇親会も盛大に開催することができました。来賓として、各大臣をはじめとする多くの国会議員、関係団体の代表に御来席いただき、一層の活気を添えてくださいました。おかげで、会場は楽しみと期待で溢れていました。また7月19日には理事会が開催され専務理事及び常任理事、中央研修所所長及び副所長、顧問、相談役、そして各部委員会等の構成員が選任されました。今期、広報部長としての任を拝命し、その責任の重さを改めて感じつつ、全力でこの任を全うすべく努力してまいります。皆様からの御支援、御意見、そして御批判も含めて、全てが我々の成長と向上に寄与します。今後とも、皆様からの御意見や感想をいただければ幸いです。 広報部長として、これからの「日本行政」がより一層皆様のお役に立つ存在となるよう、尽力して参ります。引き続きの御支援と御協力を心よりお願い申し上げます。

月刊　日本行政　9月号

第610号　令和5年8月25日発行

発　行　人　常住　豊
発　行　所　日本行政書士会連合会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL 03-6435-7330
FAX 03-6435-7331
製作・印刷　日本印刷株式会社

【広報部】　部　長　相羽　利子
次　長　鵜沼　理人
部　員　成田眞利子
大門　則亮
益子　光宣
吉田　明浩
中嶋　章雄

月刊 日本行政 9月号

令和5年8月25日発行（毎月1回）
発行所：日本行政書士会連合会
発行人：常住　豊
編集人：相羽　利子
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階